

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喜多方市長

市町村名 (市町村コード)	福島県喜多方市 (07208)
地域名 (地域内農業集落名)	高郷地区 (西羽賀集落、夏井集落、川井集落、塩坪集落、漆窪集落、峯利田集落、池ノ原集落、 塩峯集落、東羽賀集落、田中集落、大原集落、地割集落、三方集落、小土山集落、 本村集落、大谷集落、西黄・吹萩集落、利田集落、揚津集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域農業の現状】

- ・ 高郷地区は、合併前の旧高郷村に位置する19集落で構成。
- ・ 中山間地に属しており、水稻やそばの作付けが盛んなほか、キュウリやトマトなどの施設園芸による複合経営が展開されている。
- ・ そばの作付けが盛んなため、集落営農組織による地域ぐるみの取組が多い地区でもある。
- ・ 農業を担う者のうち、担い手への農地の集積率は約30%
- ・ 当面はリタイア・規模縮小予定の農地等を、農業を担う者で引受可能であるが、規模拡大意向のある農業を担う者との利用調整が未了の農地の一部でミスマッチが生じており、今後の話し合いがキーとなる。(塩坪、田中、揚津)
- ・ 一方で、農業を担う者の規模拡大予定が少なく、13の集落でリタイア・規模縮小予定の農地等すべてを引き受けることが出来ない状態にあるため、入作者や新たな組織の設立など集落での話し合いが重要となる。(西羽賀、夏井、川井、漆窪、峯利田、池ノ原、塩峯、東羽賀、大原、地割、小土山、本村、大谷)
- ・ 入作や土地持非農家を除いた集落内農家の平均年齢は68.2歳であるが、それぞれの集落において、個人経営や集落営農組織により多面的機能や中山間制度を有効に活用し、地域農業の保全・発展に努めている。

【地域農業の課題】

[農業を担う者の確保]

- ・ 農業を担う者を地域内・外から確保している。(西羽賀、夏井、川井、塩坪、峯利田、池ノ原、塩峯、東羽賀、田中、大原、地割、三方、小土山、本村、大谷、揚津)
- ・ 農業を担う者が不足している。(西羽賀、夏井、漆窪、池ノ原、塩峯、大原、地割、三方、小土山、本村、大谷、利田、揚津)
- ・ 新規就農者が参入している。(夏井、大原)

(2) 地域における農業の将来の在り方

[作物の生産]

- ・ 水稻を主要作物とし、畑作物として定着しているそばの作付を行う。(西羽賀、夏井、川井、塩坪、漆窪、峯利田、池ノ原、塩峯、東羽賀、田中、大原、地割、三方、小土山、本村、大谷、西黄・吹萩、揚津)
- ・ 所得向上に向け、キュウリやトマト等の施設・露地園芸による複合経営を継続(夏井、田中、大原、西黄・吹萩、揚津)
- ・ 水稻の特別栽培に取り組む。(東羽賀、田中)

[農業を担う者の育成・確保]

- ・ 主に集落内の農業者の中から農業を担う者を確保するが、集落内の農業を担う者が不足する場合は集落外の農業者を積極的に農業を担う者に位置付ける。(共通)
- ・ 既存の組織体制の継続または経営体質の強化に取り組む。(東羽賀、田中、大谷)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	840.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	840.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、リタイア・規模縮小しようとする場合は、集落ビジョン代表者等を窓口としながら、農業を担う者と農業委員会において調整した上で、農地の集積・集約化を図る。(共通) ・ 水田はできるだけ連坦化し、転作田は団地化を進める。(西羽賀、夏井、川井、塩坪、池ノ原、塩峯、東羽賀、田中、大原、地割、三方、小土山、本村、大谷、西黄・吹萩、揚津)
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ リタイア・規模縮小する者が農業を担う者に農地を貸し付けるとき(共通) ・ 農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき(西羽賀、夏井、川井、塩坪、池ノ原、塩峯、東羽賀、田中、大原、地割、三方、小土山、本村、大谷、揚津)
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当集落なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
【農業を担う者の育成・確保】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内外から新規就農者を積極的に確保する。(西羽賀、夏井、川井、池ノ原、塩峯、東羽賀、田中、大原、地割、三方、小土山、大谷、揚津) ・ 地域内外から多様な経営体を募り、受け入れる。(西羽賀、川井) 【農作業の効率化】 <ul style="list-style-type: none"> ・ そば栽培の作業は、集落営農組織による共同作業を行い効率化を図る。(大谷) ・ 農業機械・施設の共同利用を実施し、過剰投資の抑制と低コスト化を図る。(東羽賀、田中、大原) ・ 農業を担う者と農業を担う者以外の農業者等の役割を明確化した畦畔管理や草刈り、地域内農業用排水路などの管理作業を行う。(西羽賀、夏井、川井、塩坪、池ノ原、塩峯、田中、地割、三方、小土山、大谷、西黄・吹萩、揚津)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の設置による有害鳥獣被害防止対策を行う。(田中、地割、三方、小土山、本村、大谷)

②水稻の減農薬・減化学肥料による特別栽培に取り組む。(東羽賀、田中)

③自動操舵による田植えやドローンによる病虫害防除等を実施。(田中)

④輸出用米の生産に取り組む。(田中)

⑦遊休農地を活用できる農業者がいない場合は地域ぐるみで農地の保全・管理を行う。(夏井、池ノ原、田中、地割、三方、小土山、揚津)

⑦畦畔管理、草刈、防除、堰の管理など、多面的機能支払や中山間地域直接支払、任意組織による保全管理を行う。(西羽賀、夏井、川井、塩坪、池ノ原、塩峯、田中、大原、地割、三方、小土山、本村、大谷、西黄・吹萩、揚津)